

配慮を必要とする学生の学外実習における 支援体制の課題について

—— 幼稚園教諭・保育士を目指す発達障害学生の
学ぶ環境を保障するための支援体制 ——

三 澤 恵

要 旨

本研究は、本学の幼稚園教諭・保育士を目指す学生が、学外実習において障害などの理由で配慮を必要とする際の課題と大学の支援体制を検討することを目的とした。その結果、学生支援職員と実習担当教員の連携、学生が主体的に相談できる窓口の設置、配慮申請後に大学生活、授業、学外実習、就職活動までの支援を継続して対応・記録する取り組みを踏まえた学外実習における配慮手続きの流れを作成した。

キーワード：障害学生支援、連携体制、学外実習、幼稚園教諭・保育士、学ぶ環境

1. 研究の背景

近年、我が国の大学などにおける障害のある学生の在籍者数は急増しており、障害のある学生の受け入れや支援体制の整備が必要になっている。独立行政法人日本学生支援機構が実施している「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」によると、障害のある学生の在籍者数は、調査を始めた2005年の5,444人から、10年経った2015年では21,721人となり、ほぼ4倍に増加している。全学生数における障害学生数の割合は、前年度の2014年14,127人の0.44%からは0.24ポイントの増加で2015年は0.68%となっており、調査以来最大の増加率である。障害のある学生の在籍者数の増加理由としては、障害の認定を受けている学生が増えていること、障害のある学生を受け入れる大学が増えていることなどが考えられる。特に、障害の中でも発達障害で診断書のある学生数は、2015年度で3,442人おり、2014年度の2,722人よりも720人増加している。発達障害の中では、ASD（自閉症スペクトラム障害）の学生数が最も多く、2014年から比較した伸び率はADHD（注意欠如多動性障害）が最も高くなっている。このような増加傾向を踏まえ、大学は発達障害の学生を受け入れる体制を早急に整えていく必要性が高まってきている。2005年に施行された発達障害者支援法第8条において「大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害状況に応じ、適切な教育上の配慮をするも

のとする」とあり、大学においても、入学した学生に対する生活・学習・就労支援などの体制が求められている。中には資格の取得を希望する学生もいるため、学外の諸機関で実習を行う場合もある。「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」(2012年12月)では、障害のある学生が資格の取得やインターンシップなどのために、学外の諸機関での実習を希望する場合においても、可能な限り機会を確保するよう努めることが明記されている。また、これらの実施に当たっては、実習先の利用者への影響を考慮しつつ、実習の教育目標を達成するための合理的配慮が提供されるよう、大学等は実習先機関と密接に情報交換を行うことが重要であると記されている。本学でも、障害のある学生の生活・学習支援などを個別に行っている。しかし、小学校や幼稚園などの教員免許、保育士資格の取得のための学外実習に関しては、障害の特性や配慮を検討する体制が整っていないのが課題である。

2. 研究の目的と方法

本研究の目的は2つある。1点目は、本学における発達障害学生の実習における支援の課題を明確にすることである。2点目は、実習における支援の体制について、方向性を検討することである。以上2点の目的を研究するために、各担当者との意見交換、及び先行研究の検討を行うことにした。各担当者との意見交換は、本学の学生支援センター担当職員、教育実習担当教員を対象とした。先行研究は、他大学の取り組み、市町村が実施している障害者の職場実習を参考に検討する。

3. 本学における発達障害学生支援の取り組みと課題

本学では障害者差別解消法施行を受け、2016年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を定め、教職員の支援理解を喚起した。また、障害を理由とする不当な差別的取扱いについては、「障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう」(第3条)とある。このことは、学外実習を含んでおり、障害を理由として実習の機会を設けないことは不当な差別にあたることが明確にされている。

学内の相談体制に関しては、「相談窓口は、学生支援センター(保健室、学生相談室、コンシェルジュ)とする」(第8条)と定められている。保健室には看護資格をもつ職員が常駐しており、健康管理や体調不良の学生はケアを受けながら休養すると共に、適切な病院が紹介される。学生相談室では、臨床心理士がプライバシーを確保しながら、大学生生活や精神面のさまざまな相談に

応じている。学生コンシェルジュは、臨床心理士の資格を持っており、学内ロビーやラウンジなど開かれた場所で、学生生活のさまざまなニーズに幅広く応えている。また、障害のある学生の個別支援については、以下の流れで実施している。

- (1) ヒアリング：障害のある学生のための修学等に関する特別な配慮の申し出に基づき、学科教員あるいは学生支援センター担当職員により聞き取りを行う。
- (2) 協議1：修学等に関する特別な配慮の具体的な方策について、学生支援センター担当職員と関係教職員で協議し、支援計画案を作成する。
- (3) 協議2：関係教職員は該当支援計画案を所属部署に持ち帰り、教職員間で検討し、該当学生に対する理解を深める。
- (4) 協議3：該当支援計画案に修正の必要があるときは、再度、学生支援センター担当職員と関係教職員で協議する。
- (5) 対案作成：協議2または協議3を経た後、当該支援計画の対案を学生支援センターで作成する。
- (6) 承認：大学運営委員会及び教授会に当該支援計画を諮り、承認を得る。
- (7) 配慮依頼：学生支援センターから当該授業担当教員へ配慮願を送付する。
- (8) アフターフォロー：在籍する当該学生について、1か月を目途に、履修状況、単位取得状況の確認を行う。

上記のような支援計画の流れに沿って学生支援センターの担当職員（以下、学生支援職員とする）が対応しているが、学生の支援が必要な機会は学内だけではない。子ども学部においては、1年次後期に開講されている「フィールドワークⅠ」が卒業必修科目であり、全学生が週に一度、小学校や幼稚園などに赴き、約14回の職場体験実習を行っている。また、小学校、幼稚園などの教員免許や保育士資格などの取得を目指す学生は、教育実習、保育実習などを学外で実施する。学生支援職員は、主に学生の大学生活における相談を受けており、授業内での配慮が必要であれば、担当教員へ配慮願を送付する。しかし、学外実習の対応までは手が回らないのが現状である。実習指導は授業外でのガイダンスや訪問・事後指導があり、学部内での情報共有が中心となっているため、実習担当教員と学生の実習に関する情報共有を行うことが十分にできていない。

実習担当教員は、医学診断ができないため、障害の有無や実習において配慮が必要であるかについての判断が困難である。そのため、配慮の必要な学生の実習支援対応を検討していくことに課題を感じている。専門機関との連携をどのように行っていくか、また学内の支援体制のあり方を検討していく必要がある。教職員の障害学生への対応については、実習生を受け入れる実習先の理解と、実習生を送り出す大学の支援体制が必要である。

学生自身は、学外実習の経験がないと実習内容がイメージできず、配慮の必要性を自己判断することが難しいのではないかと不安事項や配慮の希望があったとしても、授業やガイダンスでの一斉指導では、相談する機会がないことも考えられる。また、障害者として認定を受けているわ

けではないが、配慮を必要としている学生、本人に自覚はないが教職員が日々の学生生活や授業の中で、配慮が必要ではないかと感じている学生もいる。特に理解力、判断力、コミュニケーション力などに課題のある学生が実習に行く際、実習先にどの程度、事前に申し送りをするかが課題となる。藤田ら(2013)は、発達障害の医学的診断名がないこれらの学生を、「発達障害グレーゾーン」と称しているが、そのような学生の個人情報について、教員が無断で実習先に話すことはプライバシーの問題に関わる。

実習受け入れ先としては、学生の特性や配慮事項を大学と情報共有できていなければ、学生を理解できないまま指導が上手く伝わらない状況となってしまう。配慮事項として、例えば、抽象的な説明では理解が難しい学生に対して、昼食の片付けを指示すると、いつまでも机を拭き続けてしまう場合がある。もし、机拭きと床掃除を何時までにと具体的かつ簡潔に、ゆっくりと説明するなどの配慮を伝えることができれば、学生にとって少しでも学びやすい環境となるだろう。しかし、配慮することで現場に求められる資質を下げることはできない。学生が実習での学びを受ける権利はあるため、配慮事項が合理的であるかを判断することと、最終的な実習評価は他の学生と平等に評価することを理解しておく必要がある。ただ、配慮を依頼したとしても、教育・保育現場は子どもの命を預かるので非常に忙しく、特に保育園は開所時間が長いので、勤務シフトで職員の入れ替わりがあり、実習生の配慮を一貫することが難しいなどの現状がある。現場の保育者が子どもに対して行う障害支援などの理解・対応は広がってきているが、障害のある実習生に対する支援は十分ではないことが、今後の課題である。

以上のことから、学外実習における支援体制の課題を、学生支援職員、実習担当教員、学生、実習受入先の対象毎に以下にまとめた。それぞれの課題を解決する為には、配慮を聞き取る機会と情報共有の流れを作成しておく必要がある。

【学生支援職員】

- ・学外実習などでの配慮支援まで対応が追い付かない
- ・学部教員と学生の情報共有を行うことが困難である

【実習担当教員】

- ・障害のグレーゾーンの学生の判断と対応の検討が困難である
- ・本人に自覚がない場合は、学生について実習先と情報を共有することができない

【学生】

- ・実習の内容が分からないため、配慮の必要性を自己判断することが難しい
- ・配慮を希望していても、相談する機会がない

【実習受け入れ先】

- ・学生の情報共有ができないまま受け入れ、指導が伝わらない場合がある

- ・学生への配慮対応が難しい、配慮を実施することが難しい

4. 発達障害学生支援の他大学の取り組み

山口県内の他大学での取り組みを訪ねたところ、障害のある学生については、事前に学生と配慮内容について相談を行い、大学の実習担当教員から実習先に連絡や訪問を通じて配慮願いを実施している。グレーゾーンの学生についても、実習において配慮が必要である場合は、学内のカウンセラーなどと連携して学生の配慮の聞き取りを行い、実習担当教員と情報共有をした後、実習先への配慮願いを実施している。いずれも書類でのやり取りは行っておらず、電話連絡か訪問で相談しているようである。配慮を必要とする学生の聞き取りの時期としては、実習先の希望を取る前に実施しているとのことだった。

浅原ら（2008）は、社会福祉援助技術現場実習を体験した3年生が、障害特性による困難さに直面した事例について報告している。その際の対応から、発達障害学生への配慮すべき課題の整理と、学内の関係機関と連携を含めた実習教育支援を検討、進路選択の支援につなげるアプローチについて、方向性を検討している。支援内容としては、“福祉の仕事の理解に対する支援”、“困っている・必要な配慮をもとめることへの支援”、“学内・外における連携の広がり”の3点にまとめている。1点目の“福祉の仕事の理解に対する支援”とは、大学への入学前に専門的な自己認知支援を受けていない場合に、専門職を目指すかどうかを含めた進路選択の支援である。2点目は“困っている・必要な配慮をもとめることへの支援”であり、履修登録時のルールやシラバスの内容について、学生個別に補足説明を行い、学生の興味関心ともすり合わせて、どの科目を履修すればよいかアドバイスすることである。そして、必要に応じて、受講時の心構えと事前準備の必要性、教員やクラスメイトに障害表明する必要があるか、試験・課題・授業の進め方等の配慮などについて学生と担当教員間で事前に話し合う必要性も述べている。3点目の“学内・外における連携の広がり”としては、視覚的に分かりやすくする工夫や、抽象的概念を具体的に説明する工夫などの障害特性をふまえた情報提供・発信の工夫を、大学や専門機関だけでなく高校とも連携して検討することを述べている。

高橋（2016）は、発達障害学生支援における日米高等教育機関を取り巻く社会的背景の違いについて研究報告を行っている。その中で、日本の大学の中途退学率の低さを指摘している。「OECDのデータによると、OECD加盟国の平均退学率は32%、米国は47%であるのに対し、日本は10%である。日本の大学は卒業まで丁寧に指導していると見ることもできるが、単位認定や卒業のハードルが低いという見方もできる。」と考察しており、このことが障害学生支援においても影響を与えていると述べている。すなわち、米国では単位認定や卒業のハードルが高いため、障害のある学生は自ら配慮申請を行うが、日本では真面目に取り組んでいれば単位が取れる場合も

少なくないため、学生が自ら配慮を求めにくいということである。今後、高等教育機関でも単位認定の厳格化によって、日本の大学の退学率も変わっていく可能性があることを想定した学生支援に取り組んでいく必要があると指摘している。小笠原(2016)も、今後の課題としてセルフアドボカシースキルの獲得、配慮の適切さの判断などを挙げている。セルフアドボカシーとは、生活上の障害や困難のある障害者が、利益や欲求、意思、権利を自ら主張し、自分や他者のために権利擁護活動を行うことである。大学側が配慮を行うばかりではなく、障害を持つ学生が主体的に配慮申請を行う視点が求められているのであろう。そのためには、入学時に障害状況を保護者や学生から申告してもらう方法を確立する必要がある。佐藤ら(2012)は、発達障害のある学生が示すと考えられる困難さの項目を用いて、大学生活での学生の困難さの自己認知に対する自記式質問紙、自己困難認知尺度を作成した。また、松山ら(2015)は、大学で適切な支援を受けるために、本人の気づきと自己理解が必要不可欠であり、自己困難認知尺度のセルフチェックリストを用いた方法を提案している。以上のことから、今後の障害のある学生の支援としては、大学側が支援を促すのではなく、学生自身が自己の特性を認知し、配慮申請を行っていく体制が必要となっていくと考えられる。

5. 障害者の職場実習の流れ

2016年4月に新たな障害者雇用促進法が施行され、精神障害者も障害者枠に入ったことで就職を希望する障害のある対象者が広がった。さらに障害者の差別禁止なども加えられ、より平等に障害者と接することが重要になってきている。職場においても「障害者とそうでない者との均等な機会および待遇の確保、並びに障害者がその有する能力を有効に発揮できるようにするための措置」として、障害者の差別をなくすことや積極的に雇用することが記されている。障害者が職場に安心して就職できるように、体験的な職場実習の取り組みなども各市町村で行われている。職場実習とは、職場に障害者を実習として受け入れ、就業体験の機会を提供することで、一般就職に向けた社会人としてのマナーや教養、職業能力の向上を支援するとともに、地域の障害者雇用に対する関心と理解を深めることを目的に実施されている。職場実習の流れとしては、以下の通りである。

- (1) 関連機関の職業指導員が、企業に事前電話や訪問等で実習受入の打診や相談をする。
- (2) 関連機関の職業指導員が事前に職場見学をする。
- (3) 企業の都合と実習生の希望や作業能力等を検討し、実習期間や内容を決める。
- (4) 実習前には、実習生や保護者が関連機関と事前に確認すべき留意事項や実習中の万一の責任の所在について、書面で取り交わす。
- (5) 実習生の障害特性、配慮事項などをまとめた書類を作成し、実習先の企業と情報を共有する。

上記のような、実習に向けた企業との相談や情報共有、障害者との面談や対応は、決して個人で実施できるものではない。企業と障害者を繋ぐ職業訓練所などの関連機関の支援が必要である。職場実習では、企業内での障害者実習生を受け入れる雰囲気づくりが重要である。障害者と一緒に働いた経験のない職員にとっても、障害があっても働けることを実感してもらう重要な機会となる。企業にとっても良い経験となる職場実習を効果的に実施するため、事前にきちんと社内周知を行うことは必要である。また、企業内で職場実習説明会を開催し、実習受入にあたっての留意点や障害者の特性・能力などについて、説明することも行われている。

6. 発達障害学生の実習における支援と連携の在り方

本研究では、配慮が必要な学生の学外実習における本学の支援体制の課題と方向性を検討した。他大学や先行研究での取り組みから、以下の3点を重視した体制が必要であると感じた。1点目は、大学生活だけでなく学外実習においても学生支援職員と実習担当教員が情報共有と連携を行う場を設ける。2点目は、学生が実習内容を理解するための具体的な説明を行い、配慮の必要性を自覚して相談できる窓口を設ける。3点目は、障害の有無に限らず、配慮を希望する学生に対しては配慮申請の手続きを行い、大学生活、学外実習、就職活動までの支援を継続して対応・記録しておくことである。

実際に、配慮申請後の学生に聞き取りを行う時期としては、入学時、履修相談時、実習事後面談時、就職希望の面談時などが考えられる。その他にも学生が生活や授業、実習での困難を感じた時は、その都度、配慮が必要な問題であるか検討するきっかけとなるだろう。各時期において、学生が主体的に障害に関する支援や配慮の希望を申し出ることができるように、相談窓口を用意し、その相談窓口の情報を全学生に周知しておく必要がある。本人に障害の自覚がなくとも、学内の保健医やカウンセラー、教職員などが配慮の必要性を感じている場合は、大学生活の支援を行ってきた際と同様に学生との面談を行う必要がある。障害が疑われる場合は、学生支援職員との面談によって、自己認知ができるように導くことが望ましい。これらを踏まえ、配慮体制の課題として挙げていた内容について支援の検討を加えた。

【学生支援職員】

- ・学外実習などでの配慮支援まで対応が追いつかない

配慮申請が出ている学生については、学期初めの履修登録期間中に授業の配慮事項に関する面談を個別で行うため、その面談時に実習に関する聞き取りも加えることができる。実習に向けて新たに配慮を希望する学生がいた場合は、配慮申請の手続きを行ってから対応する。

- ・学部教員と学生の情報共有を行うことが困難である

配慮申請が出ている学生については、学生支援職員からの情報を年度初めの学部会で共有し、年度内に実習依頼を行う予定であれば、実習担当教員と学生支援職員で学生の聞き取りを行う。

【実習担当教員】

- ・障害のグレーゾーンの学生の判断と対応の検討が困難である

気になる学生については学部会で情報共有し、実習担当教員から学生支援職員に対応の相談をする。その後、学生の聞き取りを学生支援職員が行い、配慮希望があった場合は配慮申請の手続きを行ってから実習での配慮を学部で検討する。

- ・本人に自覚がない場合は、学生について実習先と情報を共有することができない

本人に自覚がなかったとしても、教職員や実習先からの情報などで気になる学生である場合は、学部会で情報共有を行い、学生支援職員に相談する。

【学生】

- ・実習の内容が分からないため、配慮の必要性を自己判断することが難しい

実習事前指導の授業で、視聴覚教材や事例を用いた具体的な実習場面を説明してロールプレイを行ったり、園での1日観察実習を行ったりすることで、実習内容がイメージできるようにする。

- ・配慮を希望していても、相談する機会がない

実習事前指導の授業で、実習における不安を聞き取り、場合によっては学生支援職員につなぐことも検討する。学生カウンセラーや学生コンシェルジュなどの相談窓口の情報を全学生に周知しておく。

【実習受入先】

- ・学生の情報共有ができないまま受け入れ、指導が伝わらない場合がある

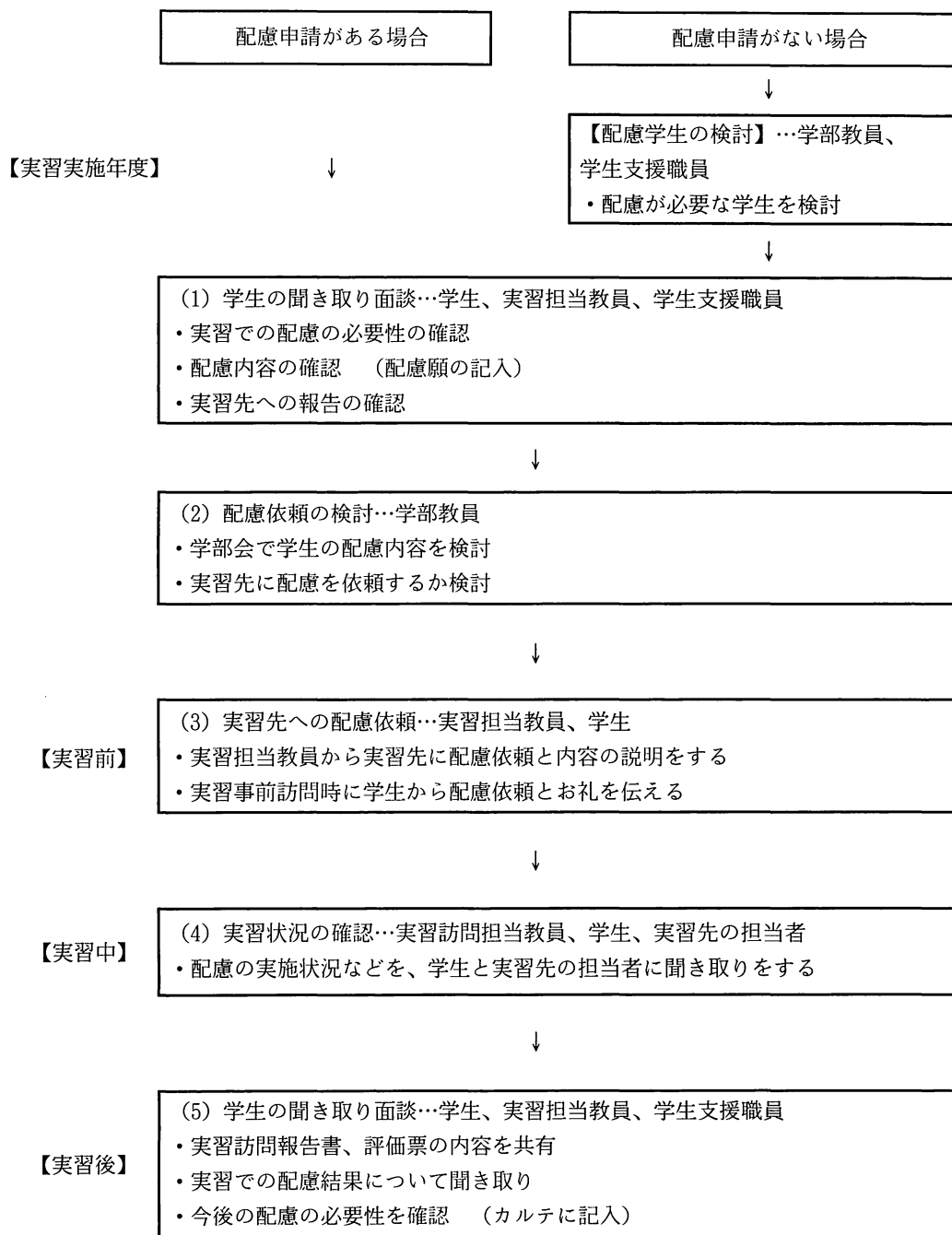
配慮申請が出ており、実習においても配慮事項がある場合は、学生の許可を得た上で、実習担当教員から実習先に配慮依頼の連絡か訪問を行う。また、学生自身も実習先の事前訪問時に配慮事項を確認する。

- ・学生への配慮対応が難しい、配慮を実施することが難しい

配慮依頼をしたとしても、対応が十分にできない場合があることを学生自身も理解した上で、配慮の具体的な相談を行う。実習先の園長、実習担当の主任保育者、クラス担任の保育者とは、配慮内容を共有できるように支援体制を依頼する。配慮は実習評価に関係しないことを伝えておく必要がある。

これらの課題に対する支援の検討を踏まえ、「学外実習における配慮手続きの流れ（案）」を作成した（表1）。配慮申請がある場合は、(1) 実習担当教員と学生支援職員が対象学生の聞き取りを行い、実習での配慮の必要性の確認、配慮内容の確認、実習先への報告の確認をする。(2) 配慮を希望する学生について学部会で共有し、実習先に配慮を依頼するか検討する。(3) 実習前

表1 学外実習における配慮手続きの流れ(案)



には、実習担当教員から実習先に配慮依頼と内容の説明をする。また、実習事前訪問時に学生からも配慮依頼とお礼を伝える。(4) 実習中には、実習訪問担当教員が配慮の実施状況などを、学生と実習先の指導担当保育者に確認する。(5) 実習後には、実習担当教員、学生支援職員が学生

の聞き取り面談を行い、実習訪問報告書、評価票の内容を共有、実習での配慮結果について聞き取り、今後の配慮の必要性を確認する。

配慮申請がない場合は、各年度の初めに配慮学生の検討を学部教員と学生支援職員で行う。その後、学生の聞き取り面談を行い、配慮を希望する場合は配慮申請の手続きを勧める。配慮申請が出た後は、配慮申請がある学生と同様の対応の流れになる。

今後の課題としては、支援体制を充実させるための学生支援職員の人員確保、実習における合理的配慮の基準と対応の実現化が考えられる。また、職場実習での取り組みのように、受け入れ先の理解を深め、配慮支援が実施しやすいように書類を作成し、電話や訪問で説明するなどの工夫も必要になってくるだろう。若狭ら（2004）は、障害のある学生の支援を行う意義について、障害のある学生の学ぶ権利の保障と、ノーマライゼーション社会の実現だけでなく、福祉実践や研究の主体として育成するための実践であると述べている。つまり、個々の障害のある学生の支援を行うことが、障害者に開かれた大学を築き、障害のある学生自身が、将来、福祉社会を実現していく主体者になることへとつながっていくと解釈できる。このような学生主体の視点を持ちつつ、本学の実習における体制を今後も実践し、再検討していきたい。

参考文献

- 浅原 千里・上野 千代・若山 隆・柿本 誠（2008）. 社会福祉現場実習を希望した発達障害学生への自己認知支援の実際—セルフ・エスティームを低下させない学内機関との連携のあり方—利用統計を見る「日本福祉大学社会福祉論集」119, pp.193-207.
- 大橋 徹也・倉内 紀子・藤田 和弘・松山 光生（2015）. 保健科学部学生の自己困難認知が自己効力感に及ぼす影響：発達障がい学生の支援に向けて「九州保健福祉大学研究紀要」16, 61-68.
- 小笠原 哲史（2016）. 高等教育機関における日本と米国の発達障害学生支援の比較 利用統計を見る「明星大学発達支援研究センター紀要」1, 25-38.
- 角田 和也（2008）. 専門教育を行う短期大学における障がい学生への修学支援：学生相談からのアプローチ「帝京学園短期大学」15, 35-46.
- 北九州精神保健福祉事業. 障がい者職場実習受入について—北九州市—
<http://k-seishin.jp/img/company/job.pdf>
- 厚生労働省「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案要綱」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002xwnr-att/2r9852000002xwp8.pdf>
- 高橋 知音（2016）. 日米高等教育機関を取り巻く社会的背景の違いと発達障害学生支援「明星大学発達支援研究センター紀要」1, 39-39.
- 独立行政法人日本学生支援機構（2012）. 平成23年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書.
- 独立行政法人日本学生支援機構, 障害のある学生の修学支援に関する実態調査（2016）. http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/index.html
- 藤田英樹・藤田和弘（2013） 高等教育における発達障害学生の修学支援と一般学生中間層の学生支援の融

合・共有化の提案. 最新社会福祉学研究, 8, 41-47.

山本 綾乃・二神 麗子・金澤 貴之 (2015). 教育実習における聴覚障害学生の情報保障のあり方に関する一考察 — 4人の聴覚障害学生の実践事例から — 「群馬大学教育実践研究」32, 109-114.

若狭 重克・小沼 春日 (2004). 障害のある学生の实習配属支援の現状と課題：2003年度社会福祉援助技術現場実習施設・機関への訪問記録の分析を通して「人間福祉研究」7, 73-92.